

笛吹市立小中学校区域外就学認定基準				
番号	区分	認定基準	認定期限	申請書類
1	転出	市外へ転出したが、引き続き笛吹市の学校に就学を希望する場合 *通学上の諸問題については、すべて保護者が責任を負うことを誓約	学年末まで	区域外就学申請書
2	一時転出	住宅の新築又は改築のため市外に一時転出するが、住宅が完成後に市内に戻ることが確実な場合	建て替え終了まで	区域外就学申請書 建築確認書の写し又はそれを証明するもの
3	転入予定	住宅の新築、取得、借家等により学期の途中に転入が予定されているため、転入前に学期初めから就学を希望する場合	転入日まで	区域外就学申請書 建築確認書(新築) 売買契約書(取得) 入居証明書(借家) 等の写し等
4	間門地区	「甲府市と笛吹市との間における教育に関する一部事務の委託に関する規約」に基づき、甲府市立小中学校へ通学を希望する場合	最終学年終了まで	区域外就学申請書
5	教育上の配慮	身体の虚弱又は心身の障害により、指定校への就学が極めて困難な場合	必要な期間	区域外就学申請書 教育委員会が必要とする書類 (医師による証明書等)
		いじめ、不登校等により、指定校以外へ変更することで状況が改善されると判断される場合	最終学年終了まで	区域外就学申請書 教育委員会が必要とする書類
6	特殊事情	その他、指定校への就学が困難と認められる特別な事情がある場合	必要な期間	区域外就学申請書 教育委員会が必要とする書類